

平成28年(ワ)第308号 「戦争法」強行成立損害賠償請求事件

原 告 奥村悦夫ほか37名

被 告 国ほか4名



第 2 準 備 書 面

平成29年11月10日

松山地方裁判所民事第1部合議一係 御中

被告国指定代理人

浦 川

浜 田

黒 川

木 下

小井出

宮 田

長 井

田 原

高 橋

佐 藤

第1	変更後の請求の趣旨に対する答弁	6
第2	追加申立請求書第3「追加された請求についての請求の原因」に対する認否	6
第3	いわゆる平和安全法制の概要	7
1	はじめに	7
2	「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する平成26年7月1日閣議決定について	7
3	平和安全法制関連2法の制定の経緯	14
4	平和安全法制関連2法の概要	14
5	平和安全法制関連2法により改正ないし制定された、平和安全法制に関する主な法律の定め	15
	(1) 自衛隊法の概要（主に平和安全法制整備法による改正に係る部分）	15
	(2) 重要影響事態安全確保法の概要	17
	(3) 国際平和支援法の概要	19
	(4) 国際平和協力の概要	20
	(5) 事態対処法の概要	23
第4	権利ないし法的利益が存在しなければ国賠法上違法となる余地はないところ、原告らは権利ないし法的利益を何ら提示しておらず、原告らの請求には理由がないこと	25
1	原告らの主張の要旨	25
2	被告国の反論	26
	(1) はじめに	26
	(2) 国賠法上の違法性は、国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益の存在が前提となり、そもそも原告らに権利ないし法的利益が存在しない場合には、国賠法上違法となる余地はないこと	28
	(3) 原告らが指摘する一連の最高裁判所の判決も、国賠法上の違法性の判断に	

当たって、具体的な権利ないし法的利益の存在を前提としていること	30
ア 最高裁平成17年判決について	30
イ 最高裁昭和63年判決について	31
ウ 最高裁昭和43年判決及び最高裁平成2年判決について	32
エ 最高裁平成27年再婚禁止期間違憲訴訟判決について	33
オ 小括	33
(4) 原告らの指摘する最高裁平成27年再婚禁止期間違憲訴訟判決における法令の規定の憲法適合性の判断と国賠法上の違法性の判断の順序は、具体的な権利ないし法的利益の存在を前提としない請求を行う本件事案には妥当しないこと	33
ア 原告らの主張	33
イ 被告国の反論	34
(5) 原告らは、国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益を何ら提示していないこと	34
ア はじめに	34
イ 「平和的生存権」は、国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益とはいえないこと	35
ウ 原告らが主張する「人格権」も、国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益とはいえないこと	41
エ 「憲法改正・決定権」は、国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益とはいえないこと	43
(6) 原告らの主張は、個々人の権利ないし法的利益を離れて、抽象的に法規範等の憲法適合性判断を求めているにすぎないこと	44
第5 結語	45

被告国は、本準備書面において、2017年（平成29年）9月15日付け「請求の追加申立訂正書」（以下「追加申立訂正書」という。）第1の変更後の請求の趣旨に対する答弁及び同追加申立訂正書第3の追加された請求についての請求の原因に対する認否を行うとともに（後記第1及び第2）、平和安全法制の概要について補足して主張した上で（後記第3）、2017年（平成29年）7月19日付け「原告ら準備書面(2)」（以下「原告ら準備書面(2)」という。）、同日付け「原告ら準備書面(3)」（以下「原告ら準備書面(3)」という。）、同日付け「原告ら準備書面(4)」（以下「原告ら準備書面(4)」という。）、同日付け「原告ら準備書面(5)」（以下「原告ら準備書面(5)」及び同日付け「原告ら準備書面(6)」（以下「原告ら準備書面(6)」という。）における主張に対し、必要と認める範囲で反論を行う（後記第4）。

なお、略語は従前の例による。

## 第1 変更後の請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告兼選定当事者ら及びその余の原告らの被告国に対する請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用のうち、原告兼選定当事者ら及びその余の原告らと被告国との間に生じた部分は原告兼選定当事者ら及びその余の原告らの負担とする。
- 3 被告国につき仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
  - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
  - (2) その執行開始時期を判決が被告国に送達された後14日経過した時とすることを求める。

## 第2 追加申立請求書第3「追加された請求についての請求の原因」に対する認否

- 1 1項について

不知。

2 2項について

不知。

3 3項について

争う。

### 第3 いわゆる平和安全法制の概要

#### 1 はじめに

被告国の平成29年3月21日付け第1準備書面（以下「被告国第1準備書面」という。）第2の4（12，13ページ）で主張したとおり，平和安全法制整備法は，自衛隊法を始めとした10法律（①自衛隊法，②国際平和協力法，③重要影響事態安全確保法，④船舶検査活動法，⑤事態対処法，⑥武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（ただし，題名は改正後のもの。以下，⑧及び⑨につき同じ。），⑦武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律，⑧武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律，⑨武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律，⑩国家安全保障会議設置法）の一部改正と附則による10法律の技術的な改正を内容とする法律である。また，国際平和支援法は，新規に制定された法律である。

以下においては，いわゆる平和安全法制（安全保障法制）の整備に係る平成26年7月1日の閣議決定の内容（後記2）を明らかにした上で，平和安全法制関連2法の制定の経緯（後記3），平和安全法制関連2法の概要（後記4）及び平和安全法制関連2法により改正ないし制定された平和安全法制に関する主な法律の定め（後記5）につき，必要な範囲でその概要を明らかにする。

#### 2 「国の存立を全うし，国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備に

## ついて」と題する平成26年7月1日閣議決定について

内閣は、平成26年7月1日、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定をした（以下「平成26年7月閣議決定」という。乙第2号証）。

平成26年7月閣議決定は、我が国の平和国家としての歩みは、国際社会において高い評価と尊敬を勝ち得てきており、これをより確固たるものとしなければならない一方で、我が国を取り巻く安全保障環境は、根本的に変容するとともに、更に変化し続け、我が国は、複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面しているとの認識を示した上で、政府の最も重要な責務は、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の命を守ることであり、我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、政府としての責務を果たすためには、力強い外交を推進することにより、安定しかつ見通しがつきやすい国際環境を創出し、脅威の出現を未然に防ぐとともに、国際法にのっとり行動し、法の支配を重視することにより、紛争の平和的な解決を図らなければならない。さらに、我が国自身の防衛力を適切に整備、維持、運用し、同盟国である米国との相互協力を強化するとともに、域内外のパートナーとの信頼及び協力関係を深めることが重要であり、特に、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定のために、日米安全保障体制の実効性を一層高め、日米同盟の抑止力を向上させることにより、武力紛争を未然に回避し、我が国に脅威が及ぶことを防止することが必要不可欠である。その上で、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを断固として守り抜くとともに、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安全にこれまで以上に積極的に貢献するためには、切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備しなければならないと総括し、「政府として、以下の基本方針に従って、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために必要な国内法制を速やかに整備することとする。」とした。

平成26年7月閣議決定が示した基本方針の概要は、以下のとおりである。

① 武力攻撃に至らない侵害への対処

我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していることを考慮すれば、純然たる平時でも有事でもない事態が生じやすく、これにより更に重大な事態に至りかねないリスクを有している。こうした武力攻撃に至らない侵害に際し、警察機関と自衛隊を含む関係機関が基本的な役割分担を前提として、より緊密に協力し、いかなる不法行為に対しても切れ目のない十分な対応を確保するための態勢を整備することが一層重要な課題となっている。

我が国の防衛に資する活動に現に従事する米軍部隊に対して攻撃が発生し、それが状況によっては武力攻撃にまで拡大していくような事態においても、自衛隊と米軍が緊密に連携して切れ目のない対応をすることが、我が国の安全の確保にとっても重要である。自衛隊と米軍部隊が連携して行う平素からの各種活動に際して、米軍部隊に対して武力攻撃に至らない侵害が発生した場合を想定し、自衛隊法95条による武器等防護のための「武器の使用」の考え方を参考としつつ、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含む。）に現に従事している米軍部隊の武器等であれば、米国の要請又は同意があることを前提に、当該武器等を防護するための自衛隊法95条によるものと同様の極めて受動的かつ限定的な必要最小限の「武器の使用」を自衛隊が行うことができるよう、法整備をすることとする。

② 国際社会の平和と安定への一層の貢献

i いわゆる後方支援と「武力の行使との一体化」

いわゆる後方支援と言われる支援活動それ自体は、「武力の行使」に当たらない活動である。一方、憲法9条との関係で、我が国による支援活動については、他国の「武力の行使と一体化」することにより、我が

国自身が憲法の下で認められない「武力の行使」を行ったとの法的評価を受けることがないよう、これまでの法律においては、活動の領域を「後方地域」や、いわゆる「非戦闘地域」に限定するなどの法律上の枠組みを設定し、「武力の行使との一体化」の問題が生じないようにしてきた。

こうした法律上の枠組みの下でも、自衛隊は、各種の支援活動を着実に積み重ね、我が国に対する期待と信頼は高まっている。安全保障環境が更に大きく変化する中で、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、国際社会の平和と安定のために、自衛隊が幅広い支援活動で十分に役割を果たすことができるようにすることが必要である。また、このような活動をこれまで以上に支障なくできるようにすることは、我が国の平和及び安全の確保の観点からも極めて重要である。

政府としては、いわゆる「武力の行使との一体化」論それ自体は前提とした上で、その議論の積み重ねを踏まえつつ、これまでの自衛隊の活動の実経験、国際連合の集団安全保障措置の実態等を勘案して、従来の「後方地域」あるいはいわゆる「非戦闘地域」といった自衛隊が活動する範囲をおよそ一体化の問題が生じない地域に一律に区切る枠組みではなく、他国が「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所で実施する補給、輸送などの我が国の支援活動については、当該他国の「武力の行使と一体化」するものではないという認識を基本とした以下の考え方に立って、我が国の安全の確保や国際社会の平和と安定のために活動する他国軍隊に対して、必要な支援活動を実施できるようにするための法整備を進めることとする。

(7) 我が国の支援対象となる他国軍隊が「現に戦闘行為を行っている現場」では、支援活動は実施しない。

(イ) 仮に、状況変化により、我が国が支援活動を実施している場所が「現に戦闘行為を行っている現場」となる場合には、直ちにそこで実施し



ている支援活動を休止又は中断する。

ii 国際的な平和協力活動に伴う武器使用

我が国は、これまで必要な法整備を行い、過去20年以上にわたり、国際的な平和協力活動を実施してきた。その中で、いわゆる「駆け付け警護」に伴う武器使用や「任務遂行のための武器使用」については、これを「国家又は国家に準ずる組織」に対して行った場合には、憲法9条が禁ずる「武力の行使」に該当するおそれがあることから、国際的な平和協力活動に従事する自衛官の武器使用権限はいわゆる自己保存型と武器等防護に限定してきた。

我が国としては、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、国際社会の平和と安定のために一層取り組んでいく必要があり、そのために、国際連合平和維持活動(PKO)などの国際的な平和協力活動に十分かつ積極的に参加できることが重要である。また、自国領域内に所在する外国人の保護は、国際法上、当該領域国の義務であるが、多くの日本人が海外で活躍し、テロなどの緊急事態に巻き込まれる可能性がある中で、当該領域国の受入れ同意がある場合には、武器使用を伴う在外邦人の救出についても対応できるようにする必要がある。

以上を踏まえ、我が国として、「国家又は国家に準ずる組織」が敵対するものとして登場しないことを確保した上で、国際連合平和維持活動などの「武力の行使」を伴わない国際的な平和協力活動におけるいわゆる「駆け付け警護」に伴う武器使用及び「任務遂行のための武器使用」のほか、領域国の同意に基づく邦人救出などの「武力の行使」を伴わない警察的な活動ができるよう、以下の考え方を基本として、法整備を進めることとする。

(7) 国際連合平和維持活動等については、PKO参加5原則の枠組みの下で、「当該活動が行われる地域の属する国の同意」及び「紛争当事

者の当該活動が行われることについての同意」が必要とされており、受入れ同意をしている紛争当事者以外の「国家に準ずる組織」が敵対するものとして登場することは基本的にないと考えられる。このことは、過去20年以上にわたる我が国の国際連合平和維持活動等の経験からも裏付けられる。近年の国際連合平和維持活動において重要な任務と位置付けられている住民保護などの治安の維持を任務とする場合を含め、任務の遂行に際して、自己保存及び武器等防護を超える武器使用が見込まれる場合には、特に、その活動の性格上、紛争当事者の受入れ同意が安定的に維持されていることが必要である。

(イ) 自衛隊の部隊が、領域国政府の同意に基づき、当該領域国における邦人救出などの「武力の行使」を伴わない警察的な活動を行う場合には、領域国政府の同意が及ぶ範囲、すなわち、その領域において権力が維持されている範囲で活動することは当然であり、これは、その範囲においては「国家に準ずる組織」は存在していないということの意味する。

(ロ) 受入れ同意が安定的に維持されているかや領域国政府の同意が及ぶ範囲等については、国家安全保障会議における審議等に基づき、内閣として判断する。

(ハ) なお、これらの活動における武器使用については、警察比例の原則に類似した厳格な比例原則が働くという内在的制約がある。

### ③ 憲法9条の下で許容される自衛の措置

憲法9条が、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を採ることを禁じているとは到底解されず、この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容

認められるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。これが、憲法9条の下で例外的に許容される「武力の行使」について、従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理であり、この基本的な論理は、憲法9条の下では今後とも維持されなければならない。

これまで政府は、この基本的な論理の下、「武力の行使」が許容されるのは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると考えてきた。しかし、パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威等により我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様等によっては、我が国の存立を脅かすことも現実起こり得る。

我が国としては、紛争が生じた場合にはこれを平和的に解決するために最大限の外交努力を尽くすとともに、これまでの憲法解釈に基づいて整備されてきた既存の国内法令による対応や当該憲法解釈の枠内で可能な法整備などあらゆる必要な対応を採ることは当然であるが、それでもなお我が国の存立を全うし、国民を守るために万全を期す必要がある。

こうした問題意識の下に、現在の安全保障環境に照らして慎重に検討した結果、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。

また、憲法上「武力の行使」が許容されるとしても、それが国民の命と平和な暮らしを守るためのものである以上、民主的統制の確保が求められることは当然である。我が国ではなく他国に対して武力攻撃が発生した場合に、憲法上許容される「武力の行使」を行うために自衛隊に出動を命ずるに際しては、現行法令に規定する防衛出動に関する手続と同様、原則として事前に国会の承認を求めることを法案に明記することとする。

### 3 平和安全法制関連2法の制定の経緯

内閣は、平成26年7月閣議決定で示した基本方針に沿って作成された平和安全法制関連2法（平和安全法制整備法及び国際平和支援法）に係る法律案を平成27年5月14日に閣議決定し、翌15日、内閣総理大臣は、上記法律案を国会（衆議院）に提出した。同法律案は、同年7月16日に衆議院本会議で、同年9月19日に参議院本会議でそれぞれ可決し、同日、成立した。その後、平和安全法制関連2法は、同月30日に公布され、平成28年3月29日施行された。

### 4 平和安全法制関連2法の概要

平和安全法制関連2法の概要は、次のとおりである。

#### ① 武力攻撃に至らない侵害への対処

自衛隊法の改正により、我が国の防衛に資する活動を行う米軍等の部隊の武器等防護を可能とした（後記5(1)）。

#### ② 国際社会の平和と安定への貢献

##### i 合衆国軍隊等ないし諸外国の軍隊等への支援活動

周辺事態安全確保法の改正（同法の題名も、重要影響事態安全確保法へと改められた。）により、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下「重要影響事態」という。重要影響事態安全確保法

1条)に際して、日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行う合衆国軍隊等(重要影響事態に対処し、日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行うアメリカ合衆国の軍隊及びその他の国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊その他これに類する組織をいう。同法3条1項1号。)への後方支援活動を可能とした(重要影響事態への対処。後記5(2))。

また、国際平和支援法の新規制定により、国際平和共同対処事態(同法1条)に際して、国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行う諸外国の軍隊等(同法3条1項1号)への協力支援活動を可能とした(国際平和共同対処事態への対処。後記5(3))。

## ii 国際的な平和協力活動の実施

国際平和協力法の改正により、国際平和協力業務(同法3条5号)において実施できる業務を拡大するとともに(いわゆる安全確保業務や駆け付け警護等)、業務の実施に必要な武器使用権限の見直しを行った(後記5(4))。

また、自衛隊法の改正により、在外邦人等の警護、救出などの措置を可能とするとともに、措置の実施に必要な武器使用権限について規定した(後記5(1))。

さらに、国家安全保障会議設置法の改正により、いわゆる安全確保業務などの判断に際して、国家安全保障会議で審議する仕組みとした。

## ③ 憲法9条の下で許容される自衛の措置

事態対処法及び自衛隊法等の改正により、存立危機事態(事態対処法2条4号)への対処を可能とした(存立危機事態への対処。後記5(5))。

## 5 平和安全法制関連2法により改正ないし制定された、平和安全法制に関する主な法律の定め

### (1) 自衛隊法の概要(主に平和安全法制整備法による改正に係る部分)

自衛隊法は、自衛隊（同法 2 条 1 項）の任務、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員（同条 5 項）の身分取扱等を定めることを目的とする法律である（同法 1 条）。

平和安全法制整備法による自衛隊法の改正により、合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用の規定が新設され（同法 9 5 条の 2）、自衛官は、アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織（合衆国軍隊等）の部隊であって自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われているものを除く。）に現に従事しているものの武器等を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できることとされた（同条 1 項）。

また、外国における緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある邦人の警護、救出その他の当該邦人の生命又は身体の保護のための措置（保護措置。輸送を含む。）に関する規定（同法 8 4 条の 3）が新設された。

このほか、平和安全法制関連 2 法による、自衛隊法以外の法律の改正ないし制定に伴う改正も行われた。例えば、現在の自衛隊法 7 6 条は、後記 (5) の武力攻撃事態や存立危機事態に対応する形で、内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（武力攻撃事態）及び我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態（存立危機事態）に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部〔防衛出動〕を命ずることができる旨定めているところ（同法 7 6 条 1 項。なお、

この場合には、事態対処法9条の定めるところにより、国会の承認を得なければならぬ。)、このうち存立危機事態に際しての防衛出動命令については、事態対処法の改正により存立危機事態の概念が新たに設けられたことと併せて、同手続における防衛出動の規定が整備されたものである。

## (2) 重要影響事態安全確保法の概要

### ア 目的

重要影響事態安全確保法は、重要影響事態に際し、合衆国軍隊等に対する後方支援活動等を行うことにより、日米安保条約の効果的な運用に寄与することを中核とする重要影響事態に対処する外国との連携を強化し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする法律である（同法1条）。

なお、周辺事態安全確保法（平和安全法制整備法による改正前の重要影響事態安全確保法）においては、同法の題名は、「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」であり、「周辺事態」（そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重大な影響を与える事態。周辺事態安全確保法1条）に対応して我が国が実施する措置、その実施の手続その他の必要な事項を定めていたが、平和安全法制整備法による改正により、同法の題名は「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」に改められるとともに、「周辺事態」についても「重要影響事態」へと改められた。

## イ 後方支援活動及び搜索救助活動について

### (7) 後方支援活動

重要影響事態安全確保法において、後方支援活動とは、合衆国軍隊等に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置であって、我が国が実施するものをいう（同法3条1項2号）。

後方支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供（同条3項後段に規定するものを除く。）は、同法別表第一に掲げるものとされている（同法3条2項）。

また、後方支援活動は、現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われている現場では実施しないものとされている（同法2条3項）。

なお、周辺事態安全確保法においては、「後方地域支援」（周辺事態に際して日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っているアメリカ合衆国の軍隊に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置であって、後方地域〔周辺事態安全確保法3条3号〕において我が国が実施するもの〔同法3条1項1号〕）が規定されていたが、平和安全法制整備法による改正により、上記の「後方支援活動」へと改められた。

#### (4) 搜索救助活動

重要影響事態安全確保法において、搜索救助活動とは、重要影響事態において行われた戦闘行為によって遭難した戦闘参加者について、その搜索又は救助を行う活動（救助した者の輸送を含む。）であって、我が国が実施するものをいう（同法3条1項3号）。

この搜索救助活動は、自衛隊の部隊等（自衛隊法8条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）が実施するものとする。この場合において、搜索救助活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う合衆国軍隊等の部隊に対して後方支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、同法別表第二に掲げるものとされている（同法3条3項）。

また、搜索救助活動は、現に戦闘行為が行われている現場では実施しないものとされている（同法2条3項。ただし、同法7条6項の規定に



より行われる搜索救助活動については、この限りでない。)

なお、周辺事態安全確保法においては、「後方地域搜索救助活動」(周辺事態において行われた戦闘行為によって遭難した戦闘参加者について、その搜索又は救助を行う活動〔救助した者の輸送を含む。〕)であって、後方地域において我が国が実施するものをいう。周辺事態安全確保法3条2号)が規定されていたが、平和安全法制整備法による改正により、上記の「搜索救助活動」へと改められた。

### (3) 国際平和支援法の概要

#### ア 目的

国際平和支援法は、国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの(以下「国際平和共同対処事態」という。)に際し、当該活動を行う諸外国の軍隊等(同法3条1項1号参照。以下同じ。)に対する協力を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とする法律である(同法1条)。

なお、同法は、平和安全法制関連2法の一つとして、新規に制定された法律である。

#### イ 協力支援活動及び搜索救助活動について

##### (7) 協力支援活動

国際平和支援法において、協力支援活動とは、諸外国の軍隊等に対する物品及び役務の提供であって、我が国が実施するものをいう(同法3条1項2号)。

協力支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供(同条3項後段に規定するものを除く。)は、同法別表第一に掲げるものとされている(同法3条2項)。

また、協力支援活動は、現に戦闘行為が行われている現場では実施しないものとされている（同法2条3項）。

#### (4) 搜索救助活動

同法において、搜索救助活動とは、諸外国の軍隊等の活動に際して行われた戦闘行為によって遭難した戦闘参加者について、その搜索又は救助を行う活動（救助した者の輸送を含む。）であって、我が国が実施するものをいう（同法3条1項3号）。

この搜索救助活動は、自衛隊の部隊等が実施するものとする。この場合において、搜索救助活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う諸外国の軍隊等の部隊に対して協力支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、同法別表第二に掲げるものとされている（同法3条3項）。

また、搜索救助活動は、現に戦闘行為が行われている現場では実施しないものとされている（同法2条3項。ただし、同法8条6項の規定により行われる搜索救助活動については、この限りではない。）。

#### (4) 国際平和協力法の概要

##### ア 目的

国際平和協力法は、①国際連合平和維持活動（同法3条1号）、②国際連携平和安全活動（同条2号）、③人道的な国際救援活動（同条3号）及び④国際的な選挙監視活動（同条4号）に対し、適切かつ迅速な協力を行うため、国際平和協力業務実施計画（実施計画）及び国際平和協力業務実施要領（実施要領）の策定手続、国際平和協力隊の設置等について定めることにより、国際平和協力業務（同条5号）の実施体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資協力のための措置等を講じ、もって我が国が国連を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とする法律である（同法1条）。

## イ 国際平和協力業務の内容について

国際平和協力業務とは、①国際連合平和維持活動のために実施される業務で国際平和協力法3条5号イないしラに掲げるもの、②国際連携平和安全活動のために実施される業務で同号イないしラに掲げるもの、③人道的な国際救援活動のために実施される業務で同号ワないしツ、ナ及びラに掲げるもの並びに④国際的な選挙監視活動のために実施される業務で同号チ及びナに掲げるもの（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）であって、海外で行われるものをいい（同法3条5号）、国際平和協力業務の実施等は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない（同法2条1項、2項）。

同法3条5号に掲げる国際平和協力業務の具体的な類型は、次のとおりである（下記イないしラは、同号イないしラにそれぞれ対応するものである。）。

- イ 武力紛争の停止の遵守状況の監視又は紛争当事者間で合意された軍隊の再配置若しくは撤退若しくは武装解除の履行の監視
- ロ 緩衝地帯その他の武力紛争の発生の防止のために設けられた地域における駐留及び巡回
- ハ 車両その他の運搬手段又は通行人による武器（武器の部品及び弾薬を含む。二において同じ。）の搬入又は搬出の有無の検査又は確認
- ニ 放棄された武器の収集、保管又は処分
- ホ 紛争当事者が行う停戦線その他これに類する境界線の設定の援助
- ヘ 紛争当事者間の捕虜の交換の援助
- ト 防護を必要とする住民、被災民その他の者の生命、身体及び財産に対する危害の防止及び抑止その他特定の区域の保安のための監視、駐留、巡回、検問及び警護（いわゆる安全確保業務）
- チ 議会の議員の選挙、住民投票その他これらに類する選挙若しくは投票

の公正な執行の監視又はこれらの管理

- リ 警察行政事務に関する助言若しくは指導又は警察行政事務の監視
- ヌ 矯正行政事務に関する助言若しくは指導又は矯正行政事務の監視
- ル リ及びヌに掲げるもののほか、立法、行政（ヲに規定する組織に係るものを除く。）、司法に関する事務に関する助言又は指導
- ヲ 国の防衛に関する組織その他のイからトまで又はワからネまでに掲げるものと同種の業務を行う組織の設立又は再建を援助するための次に掲げる業務
  - (1) イからトまで又はワからネまでに掲げるものと同種の業務に関する助言又は指導
  - (2) (1)に規定する業務の実施に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための教育訓練
- ワ 医療（防疫上の措置を含む。）
- カ 被災民の捜索若しくは救出又は帰還援助
- コ 被災民に対する食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布
- ク 被災民を収容するための施設又は設備の設置
- ケ 紛争によって被害を受けた施設又は設備であって被災民の生活上必要なものの復旧又は整備のための措置
- コ 紛争によって汚染その他の被害を受けた自然環境の復旧のための措置
- ク イからソまでに掲げるもののほか、輸送、保管（備蓄を含む。）、通信、建設、機械器具の据付け、検査若しくは修理又は補給（武器の提供を行う補給を除く。）
- ネ 国際連合平和維持活動又は国際連携平和安全活動を統括し、又は調整する組織において行うイからツまでに掲げる業務の実施に必要な企画及び立案並びに調整又は情報の収集管理
- ナ イからネまでに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務

ラ ヲからネまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとしてのナの政令で定める業務を行う場合であって、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動若しくは人道的な国際救援活動に従事する者又はこれらの活動を支援する者（以下、このラ等において「活動関係者」という。）の生命又は身体に対する不測の侵害又は危難が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体保護（いわゆる駆け付け警護）

#### ウ 平和安全法制整備法による国際平和協力法改正の概要

平和安全法制整備法による改正によって、国際平和協力法については、協力の対象となる活動として、前記ア②の国際連携平和安全活動（同法3条2号。非国連統括型の国際的な平和協力活動。）が追加されるとともに、従来から行われていた国際平和協力業務（人的協力）、物資協力（物的協力）に加えた新たな人的協力として、自衛官の国際連合への派遣（同法27条ないし29条）が追加された。

また、同改正により、国際平和協力業務（人的協力）の業務の種類が追加され、新たに、いわゆる安全確保業務（同法3条5号ト）及びいわゆる駆け付け警護（同号ラ）等が規定されるとともに、当該業務を実施するために必要な武器の使用に関する規定も整備された（同法26条等）。

#### (5) 事態対処法の概要

##### ア 目的

事態対処法は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）及び存立危機事態への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処のための態勢を整備し、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする法律である（同法1条）。

## イ 武力攻撃事態等及び存立危機事態について

### (ア) 武力攻撃事態

武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃（同法2条1号。以下、同法の条項において同じ。）が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう（同法2条2号）。

武力攻撃事態への対処においては、武力攻撃の発生に備えるとともに、武力攻撃が発生した場合には、これを排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならないこと、ただし、武力攻撃が発生した場合においてこれを排除するに当たっては、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならないこと等が基本理念とされている（同法3条3項等）。

### (イ) 武力攻撃予測事態

武力攻撃予測事態とは、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう（事態対処法2条3号）。

武力攻撃予測事態への対処においては、武力攻撃の発生が回避されるようにしなければならないこと等が基本理念とされている（同法3条2項等）。

### (ウ) 存立危機事態

存立危機事態とは、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいう（事態対処法2条4号）。

存立危機事態への対処においては、存立危機武力攻撃（我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃であって、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される

明白な危険があるものをいう。同法2条8号ハ(1)。)を排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならないこと、ただし、存立危機武力攻撃を排除するに当たっては、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならないこと等が基本理念とされている(同法3条4項等)。

なお、上記で明らかにした武力攻撃事態等の定義や基本理念は、平和安全法制整備法による改正前の事態対処法(題名は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律)においても同様に規定されていたのに対し、存立危機事態については、平和安全法制整備法による改正によって新設されたものである。

**第4 権利ないし法的利益が存在しなければ国賠法上違法となる余地はないところ、原告らは権利ないし法的利益を何ら提示しておらず、原告らの請求には理由がないこと**

**1 原告らの主張の要旨**

(1) 原告らは、「不法行為の違法性は、侵害行為の態様・程度と被侵害権利・利益の種類・内容との相関関係によって判断される。」とし、「本件不法行為の違法性の判断は、『戦争法』の内容及びその制定手続の憲法違反性を、侵害行為の態様・程度として検討、判断することが、必要不可欠の要件となる。」(原告ら準備書面(2)第1の1(3)・5, 6ページ)、「原告らは本件訴訟において、平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権という権利ないし法的利益の侵害を主張している。これらの権利侵害の程度は、侵害行為の違法性に依存することもあるので(相関関係論)、(中略)『憲法上保障されている権利の侵害が明白か』を判断するためには、『戦争法』の内容がいかに重大な憲法違反(憲法9条違反)を含んでいるかを検証しなければならない。」

(同2(4)・13ページ)として、その根拠として、最高裁判所平成17年

9月14日判決（民集59巻7号2087ページ。以下「最高裁平成17年判決」という。）及び最高裁判所平成27年12月16日大法廷判決（民集69巻8号2457ページ。以下「最高裁平成27年再婚禁止期間違憲訴訟判決」という。）を挙げるとともに（同第2の2・11ないし13ページ）、被告国が具体的な権利ないし法的利益が存在しなければ国賠法上違法となる余地がないことを前提とした判例として挙げた最高裁判所昭和63年6月1日大法廷判決（民集42巻5号277ページ。以下「最高裁昭和63年判決」という。）、最高裁判所昭和43年7月9日第三小法廷判決（集民91号639ページ。以下「最高裁昭和43年判決」という。）及び最高裁判所平成2年2月20日第三小法廷判決（集民159号161ページ。以下「最高裁平成2年判決」という。）は、「被告の主張の正当化の根拠とならない」と主張し（原告ら準備書面(3)第1の3・4、5ページ）、これらの判例が、権利ないし法的利益が存在しない場合にも、国賠法上の違法性判断に当たって先に法令の憲法適合性判断を行う論拠となるように主張する。

(2) また、原告らは、「平和的生存権」、「人格権」及び「憲法改正・決定権」のいずれについても具体的権利性が認められるとも主張する（原告ら準備書面(5)第1の3(2)・11ないし15ページ、同準備書面(3)第3の3(1)・10ないし12ページ、同第5の2(2)・18ページ）。

## 2 被告国の反論

### (1) はじめに

ア 国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益が存在しなければ、国賠法上違法となる余地はないこと

国家賠償制度は、国又は公権力の行使に当たる公務員の不法行為によって被害を被った者の救済を図ることを目的としたものであるから、国賠法1条1項の違法性判断の前提として、当該公務員の行為が、原告らの具体的な権利ないし法的利益を侵害していることを要する。したがって、原告